

国民健康保険からのお知らせ

国民健康保険税は納期内に納付してください

本年度の国民健康保険税(以下、国保税)の納付書が7月に発送されました。第1期のお支払いはもうお済でしょうか。国保税は、7月から翌年2月までの8期で納めることになっています。国保税は国保の制度を支える大切な財源ですので、忘れずに納めましょう。

国保税の納付は口座振替が便利です

国保税の納付には、ぜひ口座振替をご利用ください。口座振替なら、国保税を納めに行く手間が省けるだけではなく、納め忘れの心配もないので安心・便利・確実です。一度手続きをするだけで、翌年度以降も自動的に継続されます。

年度の途中で加入・脱退した場合の国保税

年度の途中で国保の異動が

あった場合、月割りで計算します。月の途中で加入した場合はその月から課税となり、脱退した場合はその月の前月分まで課税となります。

国保税には負担軽減措置があります

倒産や解雇、雇止めなどにより離職した人に対して、離職した本人の前年の給与所得を100分の30の額とみなして国保税を計算する軽減措置があります。軽減を受けるには申請が必要です。

○軽減対象期間

離職日の翌日から翌年度末まで(国保の資格を喪失した場合はその時点まで)

○対象者

雇用保険法の特定受給資格者と特定理由離職者
 ※雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11・12・21・22・23・31・32・33・34」の人です(離職時点で65歳以上の人と雇用保険の受給資格のない人は対象になりません)。

【表1】 ● 70歳未満の人

所得区分	1カ月の自己負担限度額		入院時の1食の食事負担
	3回目まで	4回目以降	
ア：年間所得 901万円超	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円	460円
イ：年間所得 600万円～901万円	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円	460円
ウ：年間所得 210万円～600万円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円	460円
エ：年間所得 210万円以下	57,600円	44,400円	460円
オ：住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	210円(※)

【表2】 ● 70歳以上(高齢受給者)の人

所得区分			1カ月の自己負担限度額			入院時の1食の食事負担
			外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)	4回目以降	
現役並み所得者	Ⅲ	課税所得額 690万円以上	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円	460円	
	Ⅱ	380万円以上	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円	460円	
	Ⅰ	145万円以上	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円	460円	
一般			18,000円 (年間限度額 144,000円)	57,600円	44,400円	460円
低所得者(住民税非課税)	低Ⅱ		8,000円	24,600円	—	210円(※)
	低Ⅰ			15,000円	—	100円

(※)過去12カ月間で入院日数が90日を超えると160円になります。詳しくは国保年金係にお問い合わせください。

・4回目以降の金額は、過去12カ月以内に限度額を超えた支給が4回以上あった場合に適用される金額です。

・入院時の食事負担や差額ベッド代などは、自己負担限度額に含まれません。

【加入したとき】

$$\text{保険税} = \text{年間保険税} \times (\text{加入した月から3月までの月数}) \div 12$$

(例) 7月から国保加入

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----



年間保険税の12分の9を納めます

【脱退したとき】

$$\text{保険税} = \text{年間保険税} \times (\text{4月から脱退した月の前月までの月数}) \div 12$$

(例) 11月に国保脱退

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
----	----	----	----	----	----	-----	-----	-----	----	----	----



年間保険税の12分の7を納めます

○申請に必要なもの
 ①雇用保険受給資格者証
 ②国民健康保険被保険者証
 ③マイナンバーがわかるもの

新しい高齢受給者証をお送りします

70歳から74歳までの人に交付されている高齢受給者証は、前年の所得によって負担割合(2割または3割)を判定し、毎年8月1日に更新されます。対象者には、7月下旬に世帯主宛てに郵送しました。新しい受給者証がお手元に届いているかご確認ください。

▲高齢受給者証



8月は限度額適用認定証の更新月です

入院の予定がある人、外来での医療費が高額になりそうな人などは、「限度額適用認定証」を医療機関へ提示することで、

医療費の窓口負担が上記【表1・2】までになります。認定証が必要な場合は、事前に国保年金係の窓口で申請し、交付を受けてください。

非課税世帯【世帯の国保加入者(擬制世帯主を含む)全員の住民税が非課税】には、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。医療機関に提示することで、保険診療の一部負担金が限度額までとなり、入院時の食事代も上記【表1・2】のとおり減額されます。

有効期限が令和4年7月31日までの認定証を持っていて、引き続き認定証が必要な人は、新たに申請が必要です(前年の所得に応じて負担区分を再判定します)。

※マイナンバーカードの保険証利用申込をした人は、オンライン資格確認を導入している病院・薬局に限り保険証や高齢受給者証、認定証を持参せずにマイナンバーカードだけでも受診ができます。

▲限度額適用・標準負担額減額認定証

